



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

説明会資料

長野県地域と調和した太陽光発電事業 の推進に関する条例

【事業者向け説明会】

令和6年2月

長野県環境部ゼロカーボン推進室

【目次】

○ はじめに（条例について）	3ページ
○ 条例のポイント	14ページ
○ 必要となる手続き	30ページ
○ ご留意いただきたいこと	79ページ
○ お問い合わせ先など	82ページ
○ 今後のスケジュール	86ページ

はじめに（条例について）

【条例制定の背景・目的】

- FIT制度（固定価格買取制度）の創設以降、太陽光発電の高いポテンシャルを有する長野県では、太陽光発電施設の設置が急速に広がりましたが、一方で、**地上設置型の施設については災害発生の懸念、地域の景観・環境に及ぼす影響等から地域の住民等とトラブルになるケースも発生**しています。
- このため、2050ゼロカーボンの実現に向けて、**地域環境の保全及び県民の安全を確保し、地域と調和した太陽光発電事業の推進を図る**ため、本条例を制定しました。

【参考】 検討経過

日程	手続・行事	内容等
R5. 3. 17	長野県環境審議会へ諮問	・ 専門委員会設置
3. 30	第 1 回専門委員会	・ 現状と課題、条例素案（たたき台）について
5. 23	第 2 回専門委員会・公聴会	・ 参考人からの意見聴取 ・ 第 1 回専門委員会における意見等と対応の方向性について ・ 市町村からの意見等と対応の方向性について
5. 25	県と市町村との協議の場	・ 専門委員会での検討状況について
6. 1	長野県環境審議会へ中間報告	・ 専門委員会での検討状況について
6. 20	第 3 回専門委員会	・ これまでの検討を踏まえた認識（委員長意見）ほか
6. 28～	パブリックコメント（～7.12）	・ 条例素案について
7. 3～	県民・市町村説明会（～7.7）	・ 同上（全 5 回）
7. 21	第 4 回専門委員会	・ パブリックコメントの実施結果について ・ これまでの議論を踏まえた専門委員会としての報告書案について（ほか）
7. 28	長野県環境審議会答申	
10. 6	長野県議会条例案可決	
10. 16	条例公布	
R6. 4. 1	条例施行	

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例【制度の全体像①】

手続のフロー

対象

地上設置型の太陽光発電施設（10kW以上）

第1段階
基本計画
検討プロセス

（環境・景観の保全等）

すべての区域

・環境・景観の保全 ・災害対策 ・維持管理 ・地域社会への貢献

環境配慮区域（50kW以上事業）
（環境保全措置の検討）

環境影響評価法・条例対象事業はアセス手続で対応

第2段階

公表・説明プロセス
（地域住民等への説明）

事業基本計画の提出・公表・説明等

事業基本計画
記載事項例

・事業計画の概要（事業者名、規模等）
・環境・景観配慮の事項
・災害対策の事項
・維持管理の事項
・地域社会に資する事項 等

第3段階

災害対策プロセス
（安全確保措置の確認）

特定区域での事業
（許可申請）

特定区域外での事業
（届出）

第4段階

工事プロセス

工事（届出）

第5段階

運転プロセス

（維持管理、廃棄等）

運転（届出・報告）

全プロセスを通じての情報公開

【条例制定の背景・目的】 《条例第1条》

○ 長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例

(令和5年長野県条例第24号)

(目的)

第1条 この条例は、**太陽光発電事業の実施が持続可能な脱炭素社会を実現する上で重要**であることに鑑み、太陽光発電施設の設置等に関し、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、**適正な太陽光発電施設の設置に関する事項を定めることにより**、景観、自然環境その他の地域環境の保全及び県民の安全を確保し、**もって地域と調和した太陽光発電事業の推進を図ることを目的**とする。

「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」の構成

1 目的（第1条）

太陽光発電事業の実施が持続可能な脱炭素社会を実現する上で重要であることに鑑み、太陽光発電施設の設置等に関し、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、適正な太陽光発電施設の設置に関する事項を定めることにより、景観、自然環境その他の地域環境の保全及び県民の安全を確保し、もって地域と調和した太陽光発電事業の推進を図ることを目的とする。

2 対象施設（第2条）

発電出力10kW以上の地上設置型太陽光発電施設

3 特定区域での設置（第6条）

次に掲げる区域（以下「特定区域」という。）に太陽光発電施設を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(1) 森林の伐採を伴う区域

森林法に規定する地域森林計画対象民有林

(2) 土砂災害が発生し、又は発生するおそれが高い区域

ア 地すべり防止法に規定する地すべり防止区域

イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域

ウ 長野県砂防指定地管理条例に規定する砂防指定地

(3) 土砂災害等により、太陽光発電施設が損壊するおそれが高い区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害特別警戒区域

4 特定区域内での手続等（第7条～第23条）

(1) 景観を保全するための措置の検討

(4)の前に景観に配慮するために、景観の保全についての措置を検討しなければならない。

(2) 環境保全措置の検討（環境配慮区域内の50kW以上の事業）

(4)の前に、特に環境配慮が必要な区域内で50kW以上の太陽光発電施設を設置する場合は、事業区域周辺の環境に及ぼす影響について整理し、環境保全措置を検討しなければならない。

(3) 事業基本計画の提出

許可を受けようとする者は、事業基本計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

(4) 地域住民等への説明

ア 事業基本計画説明会を開催し、事業基本計画書の内容を説明しなければならない。

イ 地域住民等から出された意見等については、誠実に回答するよう努めなければならない。

(5) 許可の申請

3の区域内に太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない。

(6) 許可基準等

ア 森林の伐採等を伴う区域

土砂の流出又は崩壊その他の災害、水害を発生させるおそれがないこと。等

イ 土砂災害等が発生し、又は発生するおそれが高い区域

土砂災害等の発生を助長するおそれがないことが明らかなこと。

ウ 土砂災害等により、施設が損壊するおそれが高い区域

想定される土砂災害等による施設の損壊等のおそれがないこと又は施設の損壊が生じた場合でも人的・建物等への被害のおそれがないことが明らかであること。

エ 太陽光発電施設の設置に関し不正な行為をするおそれがある者等に該当しないこと。

オ 知事は、許可をしたときは、公表するものとする。

(7) 工事の届出

許可を受けた者は、太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき及び工事を完了したときは、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

(8) 標識の掲示

許可を受けた者は、当該許可に係る太陽光発電事業が行われている間は、氏名又は名称等を記載した標識を掲げなければならない。

(9) 維持管理

ア 許可を受けようとする者は、太陽光発電施設及び事業区域内の土地（以下「太陽光発電施設等」という。）が土砂災害等発生の防止のため及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないようにするため、安全かつ良好な状態が維持されていること等の基準に適合した計画を作成し、知事に提出しなければならない。

イ 許可を受けた者は、作成した維持管理計画に従い、太陽光発電施設等の維持管理を行わなければならない。

ウ 許可を受けた者は、作成した維持管理計画及び維持管理の状況を公表しなければならない。

(10) 撤去の届出

許可を受けた者は、太陽光発電施設を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の30日前までに知事に届け出なければならない。

(11) 許可の取消し

不正の手段により許可を受けたときなどは許可を取り消す。

5 特定区域外での設置（第24条）

3の特定区域以外の区域に太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。

6 特定区域外での手続等（第25条～第28条）

特定区域以外の区域に太陽光発電施設を設置する場合にも、4の(1)から(4)まで及び(7)から(10)までの手続等を行う。

7 実効性確保（第29条～第33条、第39条）

(1) 報告徴収及び立入検査

知事は、必要な限度において報告徴収及び立入検査をすることができる。

(2) 勧告

知事は、4の(9)のイに従い維持管理を行っていないと認めるときは、土砂災害等の発生の防止及び周辺地域の環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。等

(3) 措置命令

知事は、(2)の勧告を受けた者が正当な理由なく措置を講じなかったときは、勧告に係る措置を講ずるよう命令をすることができる。

(4) 違反事実の公表

知事は、許可の取消し又は(3)の命令を行ったときは、当該命令を受けた者の氏名等を公表することができる。

(5) 罰則

許可を受けずに太陽光発電施設を設置した者は、5万円以下の過料に処する。等

8 適用除外の特例（第35条・第36条）

地域脱炭素化促進事業で認定地域脱炭素化促進事業者から申出があったもの及び市町村条例により県条例の目的が達成されるときは、県条例の規定を適用しないことができる。

9 施行期日等（附則）

(1) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

(2) 施行日前に設置に工事に着手した太陽光発電施設に必要な手続

令和6年9月30日までに知事への届出、維持管理計画の作成及び公表等を行わなければならない。

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例【制度の全体像①】

条例制定の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、地上設置型の太陽光発電施設の適正な設置に関する手順・基準等を設けることにより、地域と調和した太陽光発電事業の普及を図る

対象事業

地上設置型の太陽光発電事業
(10kW以上)

手続き ・ 手法

- ① 特定区域*内での事業 ⇒ 県の許可制
- ② その他の事業 (①以外) ⇒ 県への事前届出制

* 特定区域 :

- ・地域森林計画対象森林区域
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・砂防三法区域
(地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地)

内 容

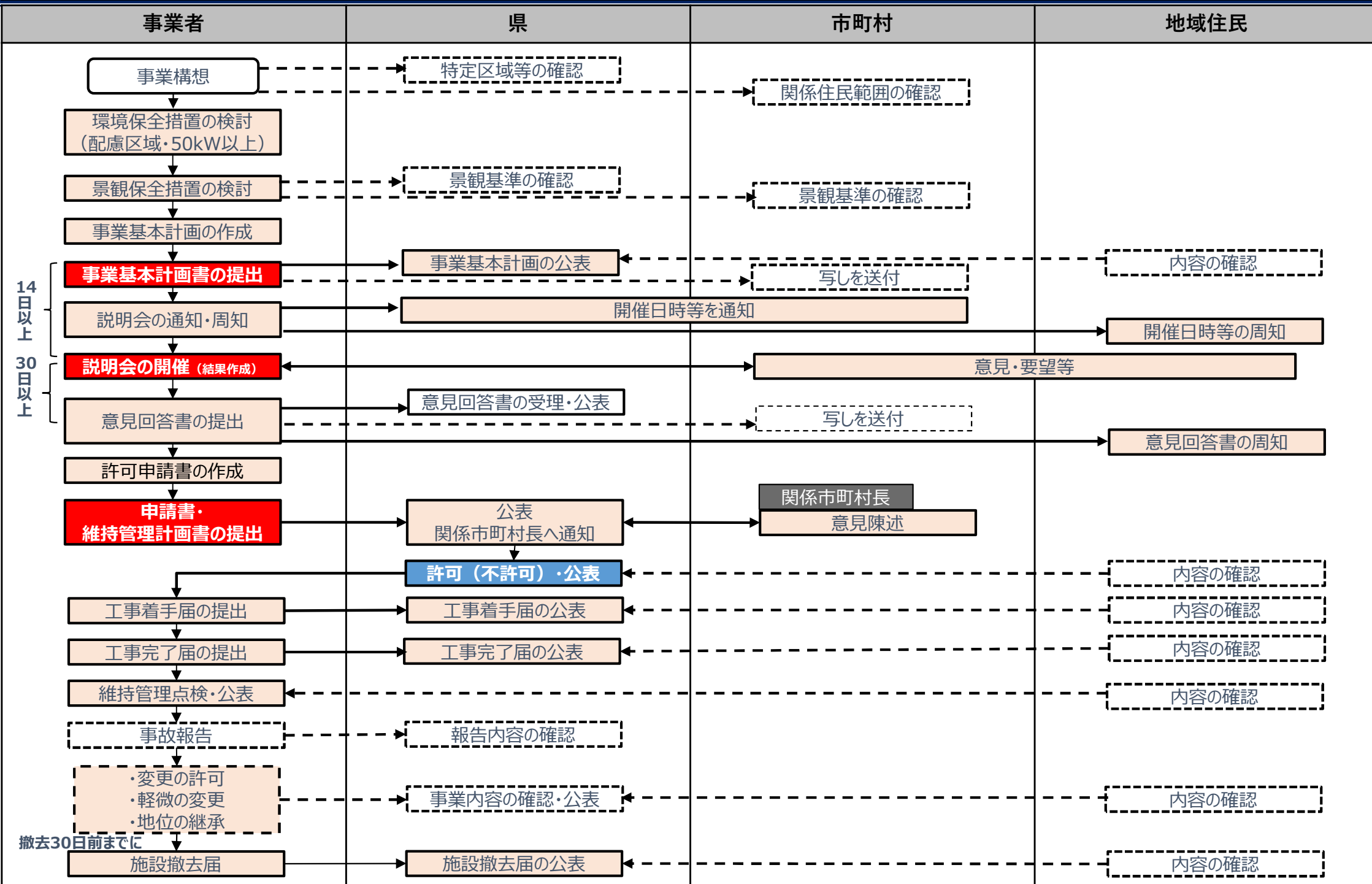
項 目		手続等の内容
① 地域住民等への説明		<ul style="list-style-type: none"> ○事業着手前に事業基本計画書の提出を義務付け (例：事業者名、規模、環境・景観配慮、災害対策、維持管理、地域社会に資する事項) ○事業基本計画に関する説明会の開催を義務付け ○地域住民等は事業基本計画について意見等の申し出が可能 ○意見等に対して事業者は誠実に回答する義務 (合理的な理由を付して文書等で応答)
② 安全の確保	右の区域	<ul style="list-style-type: none"> ○特定区域内では、安全基準等を満たさないものは事業禁止 (許可制) ・地域森林計画対象森林区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・砂防三法区域
	全ての区域	<ul style="list-style-type: none"> ○斜度30度以上 (高さ5m以上) の急傾斜箇所その他災害のおそれのある箇所では、安全基準を満たさないものは事業禁止 (許可制 (A) ・措置の求め (B)(C))
③ 環境・景観の保全	右の区域 (50kW以上の事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○環境配慮区域*内では、事業による影響の整理、環境保全措置の検討を義務付け (アセス法・条例の対象事業については、アセス手続の実施をもって替える) ○事業者は検討結果を住民に説明。地域住民等からの意見を踏まえ、必要に応じて見直し <p>* 環境配慮区域 :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国有林、地域森林計画対象民有林 ・国立・国定公園、県立自然公園 ・自然環境保全地域 ・水道水源保全地区、水資源保全地域 等
	全ての区域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民等は景観保全に関し意見の申し出が可能。 (例えば隣接の敷地境界からの離隔や敷地境界に植栽等を施すことなど、長野県景観条例に基づく基準等を参考に、事業者が検討すべき景観保全項目を整理)

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例【制度の全体像②】

内 容

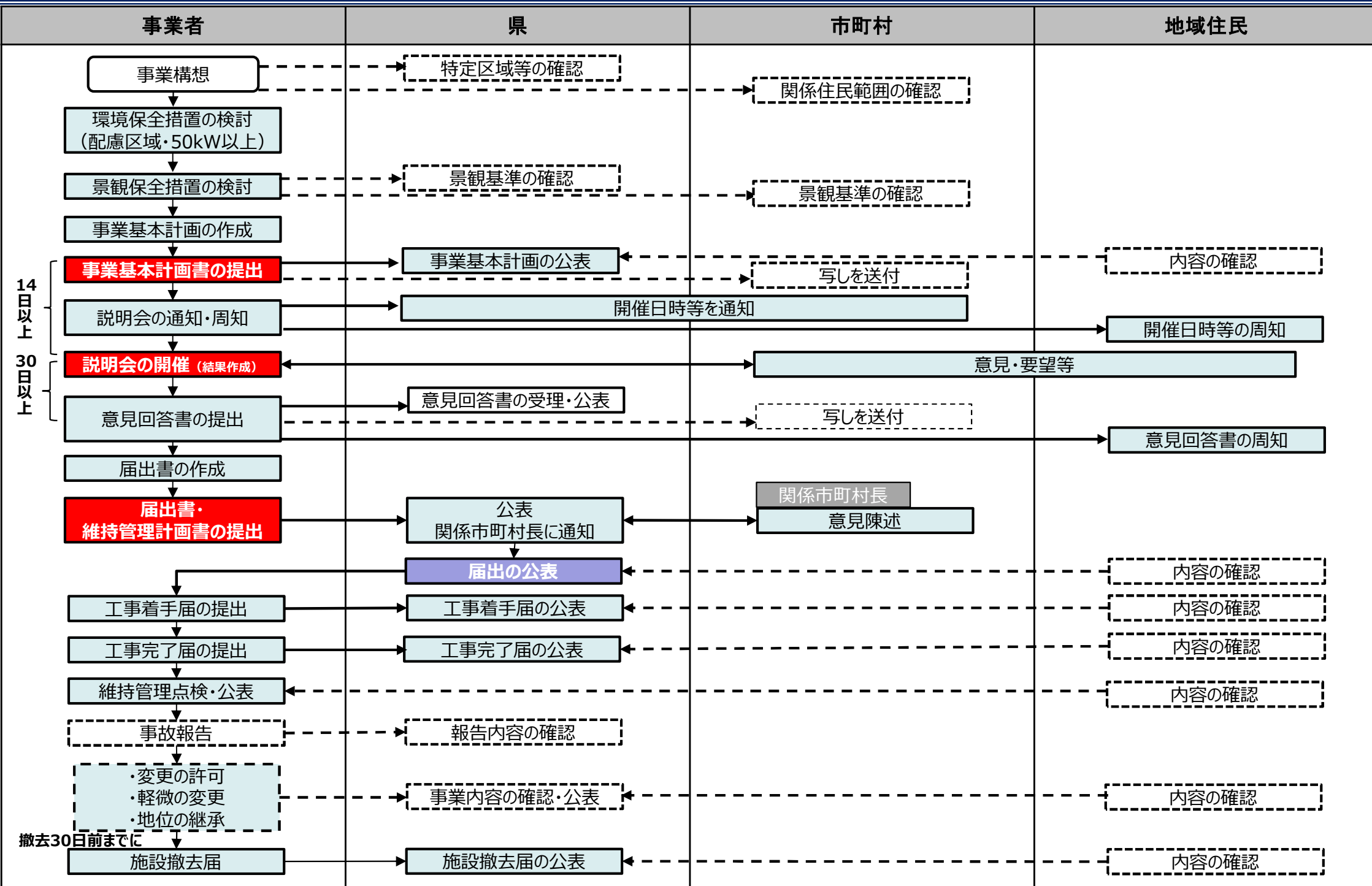
項 目		手続等の内容
④法令遵守		<ul style="list-style-type: none"> ○法令遵守の誓約 ○県内において現に太陽光発電事業に関する法・条例に違反又は処分を受けた者など、不正な行為をするおそれがある事業者の許可について、欠格期間を設定
⑤維持管理、廃棄等		<ul style="list-style-type: none"> ○事業者の連絡先など標識の掲示を義務付け ○維持管理基準に従い、災害等の防止・環境の保全・良好な状態の維持・適正な廃棄に関する維持管理計画の提出を義務付け ○維持管理計画に基づく管理状況について定期的な公表を義務付け
⑥実効性の確保	手続・罰則等	<ul style="list-style-type: none"> ○工事着手、事業者・計画変更、廃止等に関して事前の許可申請や届出を義務付け ○指導・助言、報告徴収・立入検査、勧告、措置命令、違反事実の公表、罰則（過料5万円以下）等
	情報の透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者に対して事業段階ごとに求めた報告等について、その情報を公開し、事業の透明性を確保 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業基本計画の提出 ② 説明会の開催記録の提出 ③ 許可の申請・届出 ④ 工事（着手・完了）の届出 ⑤ 維持管理の結果の公表 ⑥ 撤去の届出 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p>これらをデータベース化、公表し、地域住民等が事業の進捗や運転状況を確認できる仕組みを設ける</p> </div>
◎市町村（条例）との関係		<ul style="list-style-type: none"> ○上記の報告等は、市町村も共有 ○許可申請の審査に当たっては、知事は事前に市町村長の意見を聴取 ○市町村長からの意見の申し出があった場合は事業者は誠実に回答する義務 ○市町村条例により、県条例の目的を達成できる場合は、県条例の規定の全部又は一部を適用除外 ○市町村は、県条例の上乗せも可能（事業者との協定による上乗せもありうる）
◎その他条例の円滑な運用のための措置		<ul style="list-style-type: none"> ○市町村や事業者からの相談への体制整備、基準・マニュアル等の整備 ○事業情報の提供体制、県が専門家に相談できる体制の整備 ○促進区域内の地域脱炭素化促進事業等で一定の手続に沿った事業については一部手続を緩和 ○既存事業についても一定の維持管理の状況等について公表 ○県は、地域と調和した太陽光発電事業の推進を図るため必要な施策を総合的に講じる

① 特定区域における事業（許可）



14日以上
30日以上

② 特定区域外における事業（届出）



14日以上
30日以上

<注意事項>

- **本日の説明内容は、現時点での案になります。**
- 今後、条例の施行（令和6年4月1日）までに内容を確定しますますので、申請や届出に当たっては必ず最新の情報をご確認ください。
- **最新の情報につきましては、以下のホームページをご確認ください。**

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/20231016jyoureipe-ji.html>



条例のポイント

①【対象となる施設】《条例第2条》

- 長野県内に設置される**出力10kW以上の地上設置型の太陽光発電施設**
 - ・ 建築物の屋根、屋上等に設置されるものは対象となりません。

＜参考＞カーポートに設置した太陽光発電施設について

- ・カーポートは建築物に該当するため、本条例の対象外となります。

- ・ 実質的に同一の事業者が、近接した時期に、実質的に一体と認められる場所で複数の太陽光発電施設を設置する場合には、一体として扱うことがあります。

②【新規事業と既存事業】 《条例附則第1項・第2項》

【新規事業】

- この条例の施行の日（令和6年4月1日）以後に設置の工事に着手した太陽光発電施設

【既存事業】

- この条例の施行の前日（令和6年3月31日以前）に設置の工事に着手した太陽光発電施設

【工事に着手とは】

- 具体的には、次の両方を満たしているもの
 - ① 太陽光発電施設を設置するため現地において工事に着手（木竹の伐採、土地の形質変更を含む）しているもの（準備は×）
 - ② 関係法令等に基づいた手続きが完了しているもの

③【条例の適用のない市町村の区域】 《条例第36条》

- **既に市町村において地上設置型の太陽光発電施設の適正化のための条例を施行している場合は、当該市町村の区域においては、本条例の全部又は一部を適用せず、本条例に基づく手続が不要となる場合があります。**
- **市町村条例の施行日に応じて、本条例の適用が変わる場合があります。**
- **具体的な適用の有無については、「条例の手引き」においてご確認いただく予定。（※現在、市町村と協議中）**
- **また、市町村において条例や要綱・ガイドラインを定め、施設設置のための手続等を求めている場合がありますので、合わせて**必ずご確認ください。****

③【条例の適用のない市町村の区域】 《条例第36条》

【例】

R2.4.1

施設
設置

R3.4.1

A市
条例
施行

R6.4.1

県
条例
施行

② 県条例では条例施行前の施設に対しても、
事業変更時の届出等や適正な管理・処分を要請

③ 市町村条例で、過去の設置施設に対し、
届出等や適正管理等を求めている場合、
県条例を適用

① 市町村条例で目的が達成する場合、
県条例の重複適用を排除

④【特定区域】 《条例第6条》

○ 以下の**特定区域内での施設の新設・増設は原則制限**されます。例外的に**設置する場合には、知事の許可が必要**です。

- ① 森林法第5条第1項の**地域森林計画の対象**となっている**民有林の区域**
- ② 地すべり等防止法第3条第1項の**地すべり防止区域**
- ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の**急傾斜地崩壊危険区域**
- ④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の**土砂災害特別警戒区域**
- ⑤ 長野県砂防指定地管理条例第2条第1項に規定する**砂防指定地**

※ 区域の詳細については、22ページの窓口までお問合せください。

※ 特定区域外に設置する場合は、知事への事前届出が必要です。

④【特定区域】 《条例第6条》

○ 特定区域のおおよその位置は、

長野県統合型地理情報システム「**信州くらしのマップ**」で確認できます。

<https://wwwgis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/Portal>



(注) 特定区域の詳細については、必ず関係窓口にご確認ください。

④【特定区域】 特定区域内への設置に係る関係法令の担当窓口

特定区域	法令等の名称	担当窓口
地域森林計画の対象となっている民有林の区域	森林法	地域振興局（林務課）
地すべり防止区域	地すべり等防止法	地域振興局（農地整備課・林務課） 建設事務所（維持管理課） 砂防事務所（総務課）
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	建設事務所（維持管理課） 砂防事務所（総務課）
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	建設事務所（維持管理課） 砂防事務所（総務課）
砂防指定地	砂防指定地等管理条例	建設事務所（維持管理課） 砂防事務所（総務課）

⑤【環境配慮区域】 《条例第8条》

○ **次の環境配慮区域内で50kW以上の事業を行う場合は、事業構想の段階から環境の保全のための措置（環境保全措置）を検討する必要があります。**

- ① 国有林、地域森林計画対象民有林
- ② 国立公園、国定公園、長野県立自然公園
- ③ 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、長野県自然環境保全地域
- ④ 郷土環境保全地域
- ⑤ 水道水源保全地区
- ⑥ 水資源保全地域
- ⑦ 希少野生動植物の生息地等保護区
- ⑧ 鳥獣保護区

※ 区域の詳細については、27ページの担当窓口までお問合せください。

⑤【環境配慮区域】 《条例第8条》

◇ 環境保全措置の検討対象項目を事業内容に応じて選定 ※

- ・事業計画や事業区域及びその周辺の状況に応じて、検討対象項目を選定

↓

例：近隣に住居等が存在し、切土・盛土を行う場合 ⇒ 粉じん、騒音・振動を選定
 国立・国定公園内、県立自然公園内で事業を行う場合 ⇒ 動植物を選定

◇ 事業による影響を整理し、環境保全措置を検討 ※

- ・文献収集・聞き取り等により、検討対象項目ごとに事業の影響を整理
- ・整理の結果、影響の回避・低減が必要な場合は、環境保全措置を検討
 （環境保全措置は、その効果と事業者の負担を考慮して、実行可能なものとする）

↓

例：切土・盛土の位置や規模を踏まえると、隣接する住居への粉じん、騒音・振動による影響が想定されるため、事業区域周辺に仮囲いを設置するなど

◇ 環境保全措置の公表・見直し

- ・事業者は、環境保全措置の内容を事業基本計画書に記載
 ⇒ 必要に応じて環境保全措置を見直し、許可申請（又は設置届出）

※検討対象項目の選定や環境保全措置の具体例等については、手引書を参照

⑤【環境配慮区域】 《条例第8条》

検討対象項目

粉じん、騒音・振動、水環境（河川水質・地下水質、地下水量）、
土壌環境（土壌汚染）、動植物、触れ合い活動の場



影響の整理の結果、影響を回避・低減する必要がある場合

環境保全措置の例

・【粉じん、騒音・振動】

工事計画の見直し（切土・盛土量の削減など）、散水、仮囲いの設置

・【水環境】

仮設沈砂池や濁水処理施設等の設置、薬液注入しない工法の採用

・【動植物】

希少植物の生育場所を改変区域から除外、影響がある種の移植・移設 など

⑤ 【環境配慮区域】 《条例第8条》

○ 事業基本計画書等への添付様式イメージ（抜粋）

環境の保全のための措置の検討状況書

検討の対象項目	検討事項	チェック	影響の整理の結果、及び環境保全措置の具体的な内容※1,2,3
粉じん	(1) 近隣に住居等が存在するか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	【(1)、(2)がどちらも「はい」の場合に記載】
	(2) 切土・盛土を行う計画か	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
騒音・振動	(3) 近隣に住居等が存在するか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	【(3)、(4)がどちらも「はい」の場合に記載】
	(4) 切土・盛土を行う計画か	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
水環境 (河川水質)	(5) 事業区域内に次のいずれかの区域を含むか ・水道水源保全地区 ・水資源保全地域	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	【(5)、(6)がどちらも「はい」の場合に記載】
	(6) 事業区域外へ排水する計画か	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

「チェック」欄への記入により、検討の対象項目を選定

チェックの結果、記載が必要な場合は、影響の整理の結果と環境保全措置の具体的な内容を記載

(記載例)

【騒音・振動】

・事業による影響が想定されるため、事業区域周辺に仮囲いを設置する

【動植物】

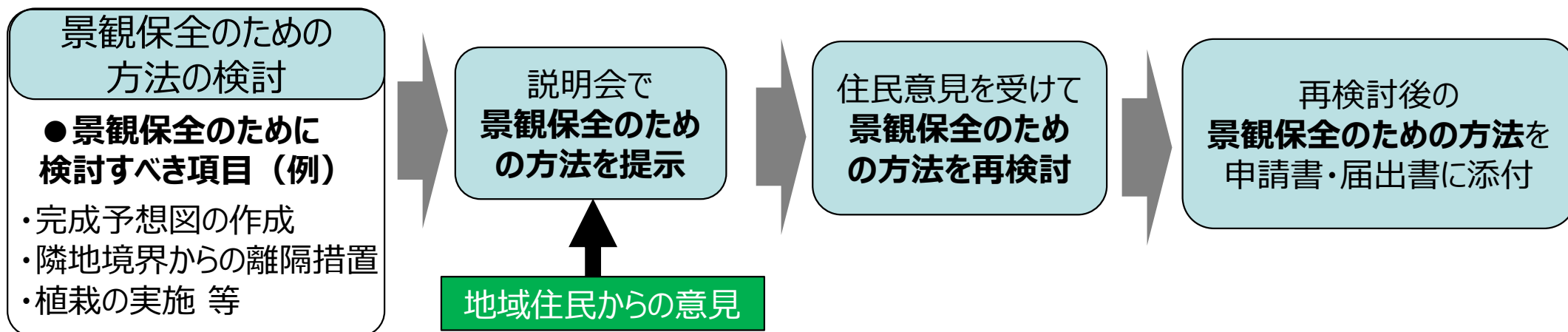
・市町村に聞き取りを行ったところ、希少な野生動植物等は確認されず、影響が想定されないため、環境保全措置は行わない など

⑤【環境配慮区域】 環境配慮区域の担当窓口

環境配慮区域	法令等の名称	担当窓口	備考
国有林 地域森林計画対象民有林	森林法	地域振興局 (林務課)	
国立公園、国定公園	自然公園法	地域振興局 (環境担当課)	
長野県立自然公園	長野県立自然公園条例	地域振興局 (環境担当課)	
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法	環境省地方 環境事務所	現時点では県内に指定なし
長野県自然環境保全地域	自然環境保全条例	地域振興局 (環境担当課)	
郷土環境保全地域	郷土環境保全条例	地域振興局 (環境担当課)	
水道水源保全地区	水環境保全条例	地域振興局 (環境担当課)	
水資源保全地域	豊かな水資源の保全に関する条例	地域振興局 (環境担当課)	
希少野生動植物の生息地等保護区	希少野生動植物保護条例	自然保護課	
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	地域振興局 (林務課)	

⑥【景観保全措置の検討】 《条例第7条》

【景観保全のためのプロセス】



項目		検討すべき景観保全のための項目（例）
太陽電池モジュール	全体	・公共的な眺望点からの景観への影響に特に留意し、 完成予想図の作成（シミュレーション）等の実施。
	配置	・敷地が 主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退する。
付帯設備		・ 電柱電線類については、極端に増加させないよう、低減に努める。
その他		・施設の規模が大きく 主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討する。 ・事業区域場所の 景観行政団体の定める景観育成基準への適合を確認する。

⑥【景観保全措置の検討】 《条例第7条》

○事業基本計画書等への添付様式イメージ

項目	検討事項	配慮する内容	
太陽電池 モジュール	全体	(1) 稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避ける。やむを得ずそのような場所を選定する場合は、尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないよう、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめる。	
		(2) 公共的な眺望点からの景観への影響に特に留意し、完成予想図の作成（シミュレーション）等を実施する。 ※検討で作成した完成予想図は添付すること	
	配置	(1) 敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退させる。	
		(2) 施設の規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が連続することを避ける。	
	規模	(1) 周辺からの視界をできる限り遮らないよう、施設の高さは極力抑える。	
		(2) 主要な道路や公共的な眺望点から見える場合は、太陽電池モジュールの垂直投影面積を極力抑える。	
	形態・ 意匠	(1) 当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜をそろえる等、配列に一定の規則性を持たせる。	
		(2) 太陽電池モジュールの傾斜角は、周囲の山並み、建築物の屋根等と極力整合させる。	
		(3) 太陽電池モジュールの裏面が周辺の道路等から見えにくくする。	

項目	検討事項	配慮する内容	
太陽電池 モジュール	材料・ 色彩等	(1) 低反射のものを選択するか防眩処理を施す等、太陽光の反射を低減する対策を行う。また、素材の結晶が目立たないものを選択する。	
		(2) 黒又は濃紺を基本とし、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。	
	フレーム	(1) 低反射の素材を用いる。 (2) 太陽電池モジュールと同系色を用いる。	
附属施設	(1) フェンス等については、色彩、形態・意匠に配慮する。		
	(2) 電柱電線類については、極端に増加させないよう、低減に努める。		
	(3) 架台、パワーコンディショナー及び変圧器等の付属設備については、色彩等に配慮する。		
敷地の緑化	(1) 植栽計画にあたっては、効果が早期に発揮できるよう、根巻きを行った苗などの使用を検討するとともに、植栽間隔や苗木の大きさに配慮する。		
	(2) 樹種の選定にあたっては、外来種及び低木性の樹種を避け、地域に適した植生とする。		
その他	(1) 施設の規模が大きく主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討する。		
	(2) 施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理を行い、景観の保守に努める。		
	(3) 事業区域場所の景観行政団体の定める景観育成基準への適合を確認する。		

必要となる手続き（新規事業）

令和6年4月1日以降に着工の事業（主な流れ）



【次の変更】

- ・施設の設置の場所
- ・事業区域の位置及び面積
- ・施設の合計出力
- ・施設の設置に関する計画
- ・施設の構造に関する事項

・事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更

- ・事業の実施予定期間
- ・機能の維持

必要となる手続き（手続き一覧）

新規事業
既存事業

		着工日が令和6年4月1日以降		着工日が令和6年3月31日以前	
		特定区域内	特定区域外	特定区域内	特定区域外
既に施設を設置している場合		—	—	既存太陽光発電施設届出書	既存太陽光発電施設届出書
新しく施設を設置する場合	事業を検討している時	事業基本計画書	事業基本計画書	—	—
	説明会を開催した時	事業基本計画説明状況報告書	事業基本計画説明状況報告書	—	—
	事業を開始する時	太陽光発電施設設置許可申請書	太陽光発電施設設置届出書	—	—
	工事に着手する時	設置工事着手届出書	設置工事着手届出書	—	—
	工事を完了した時	設置工事完了届出書	設置工事完了届出書	—	—
許可申請・届出を変更する場合	事業区域・発電出力など	太陽光発電施設設置変更許可申請書	太陽光発電施設変更届出書	太陽光発電施設設置変更許可申請書	太陽光発電施設変更届出書
		※改めて事業基本計画書等の提出が必要	※改めて事業基本計画書等の提出が必要	※改めて事業基本計画書等の提出が必要	—
	発電事業者の法人代表者氏名・所在地・維持管理等計画書の公表方法など	軽微変更届出書	軽微変更届出書	軽微変更届出書	軽微変更届出書
売買・譲渡等で事業を承継する場合		地位の承継届出書		地位の承継届出書	
事業を廃止する場合		太陽光発電施設撤去届出書			
事故等が発生した場合		事故等報告書			

① 事業基本計画書の作成・提出 《条例第9条》

- 施設を設置しようとする場合は、事業基本計画説明会の開催に先立ち、**事業構想段階での計画を記載した書面【事業基本計画書】**を策定し、**知事に提出しなければなりません。**

【主な記載内容（案）】

事業者名、設置の場所、事業区域の位置・面積、出力、事業内容・実施予定期間、施設の構造、景観保全措置、環境保全措置、維持管理計画、説明会を周知すべき関係住民の範囲、説明会の開催日時・場所、地域社会に資する事項 など

- ※ 事業内容の詳細が確定したものである必要はありません。
土地の権限を取得する前などに、事業構想を提示するようにしてください。

① 事業基本計画書の作成・提出 《条例第9条》

- 事業計画書の作成に当たり、
 - ・ 事業区域の特定区域や環境配慮区域への該当の有無については、22ページ及び27ページ記載の担当窓口へご確認ください。
 - ・ 説明会の開催周知先については市町村の環境担当課へご確認くださいことを予定しています。
 - ・ その他、関係法令に定める手続きについても、漏れないようにしてください。

必要となる手続き

(参考) 事業基本計画書【第9条】の構成案

事業基本計画書	必要な添付資料
・太陽光発電施設の設置の場所	
・事業区域の位置及び面積	・位置図 ・事業区域図
・太陽光発電施設の合計出力	
・太陽光発電事業の内容及び実施予定期間 ▶ 発電電力の用途 ▶ 設置工事着手予定日 ▶ 設置工事完了予定日 ▶ 運転開始予定日 ▶ 施設撤去予定日	
・太陽光発電施設の設置に関する計画 ▶ 防災対策等施設の設置予定の有無 ▶ 特定区域及び環境配慮区域の該当の有無 ▶ 工程表	・区域確認表 ・工程表
・太陽光発電施設の構造に関する事項	
・景観の保全のための措置の検討に関する事項	・(参考様式)景観の保全のための措置の検討状況書
・環境の保全のための措置の検討に関する事項 (環境配慮区域に太陽光発電施設を設置する場合に限る。)	・(参考様式)環境の保全のための措置の検討状況書
・維持管理計画に関する事項	・(参考様式)維持管理基本計画書
・関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	
・事業基本計画説明会の開催の日時及び場所	
・その他 ▶ 意見の提出先 ▶ 土地の権限の取得予定 ▶ 地域社会に資する事項	

② 事業基本計画書の説明会の開催 《条例第10条》

- 施設を設置しようとする場合は、**事業基本計画書を提出した日の翌日から起算して14日を経過した日以後に、当該施設の設置に関する説明会を開催しなければなりません。**
- 開催に当たっては、**あらかじめ、開催の日時及び場所を関係住民の見やすい場所において、掲示その他の適切な方法**（説明会の開催案内を示した印刷物の配布、自治会の回覧板、新聞広告への掲載など、**地域の実情に応じた適切なもの**）**により周知**します。

② 事業基本計画書の説明会の開催 《条例第10条》

- 「関係住民」については、**事業区域の市町村や必要に応じて隣接市町村**（事業区域が隣接市町村に接する場合や近接する場合、景観に影響を与える可能性がある場合）**にも確認をお願いする予定です**。必要に応じて自治会にも確認するなどして、周知先に漏れのないようにしてください。
- 説明会については、**市町村条例等やFIT法に基づく説明会と併用して開催することもできますが、県条例では参加者を限定することはできません。**
（「関係住民」以外の方でも、参加意思のある方の参加を妨げることはできません。）

② 事業基本計画書の説明会の開催 《条例第10条》

- 開催場所：公民館等、住民が参加しやすい会場
日 時：夜間や休日等、住民が参加しやすい日時
※ オンラインでの開催は真にやむを得ない場合に限ることが必要です。
- 説明の際は、フォトモンタージュや図面を活用し、分かりやすく丁寧な説明を心がけ、住民の理解を得るよう努めてください。住民からの意見を踏まえて、防災、環境、景観への配慮など、必要な措置を講じるよう努めてください。

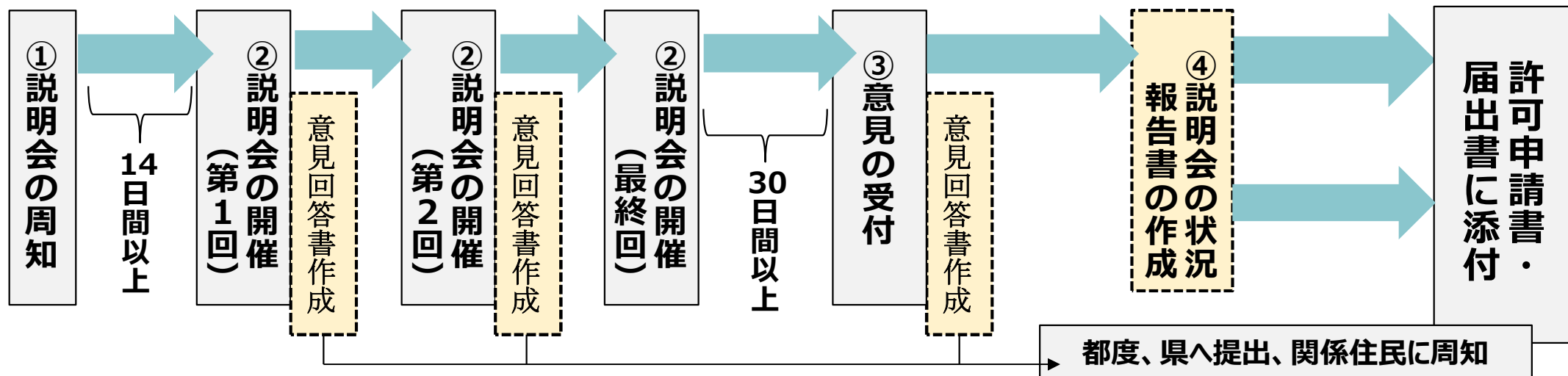
③ 市町村長・地域住民等からの意見への対応 《条例第13条》

- 事業基本計画書について30日以上の意見募集期間を設けてください。
 - ・ 郵送での受付・回答は必ず
 - ・ 電子申請フォーム・電子メール等での受付・回答
- **地域住民等から寄せられた意見・質問については、誠実に回答しなければなりません。**
- 説明会が終了したときは（複数回実施した場合は説明会ごと）、意見応答の内容等を記録した書面を作成し、県に送付してください。

必要となる手続き

基本的な流れ（複数回の説明会をイメージ）

新規事業



手続き	説明
① 説明会の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・開催の日時及び場所を関係住民の見やすい場所において、掲示その他の適切な方法（回覧板、広報誌等への掲載、ポスティング、個別訪問、事業者ホームページへの掲載）により周知する ・県及び市町村にも通知 ・説明会の周知から開催までは14日間以上とする。
② 説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・実地開催のほか、オンラインでの開催も可（実地開催を基本とし、オンラインは例外） ・申請者は説明会の参加必須 ・質疑応答の時間を取る ⇒ 説明会での意見・回答は「意見回答書」を作成、県へ提出 ・県及び市町村にも通知（2回目以降の説明会を開催する時も、①に準じ周知。県・市町村には説明資料も送付）
③ 意見の受付	<ul style="list-style-type: none"> ・最後の説明会の開催日から30日間以上の意見受付期間を設定し、募集
④ 説明会の状況報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・意見受付期間での意見について回答 ・②の全ての説明会での意見もあわせて、説明会の状況報告書を作成 ・また、状況報告書は許可申請書・届出書に添付して提出

事業基本計画に対する意見について、条例第13条で事業者は誠実に回答しなければならないとされています。

【誠実な回答とは】

誠実な回答とは、出された意見に対して無回答や合理的理由もなく「できない」といった回答をすることを認めないもので、事業者が**意味のある回答を行う義務**があることをいいます。

▶ 客観的に見て意味のある回答とは言えない事例（修正を求める事例）

項目	説明	具体例
無回答 (記入不備)	<ul style="list-style-type: none"> 全ての意見に対して回答する必要があるため、無回答の場合は修正する必要があります。 ※なお事業基本計画に関係のない意見については回答する必要はありません。詳しくは手引書に記載しております。 	-
関係のない回答	<ul style="list-style-type: none"> 述べられた意見とは関係のない事項で回答されている場合には、応答されているとは言えないため修正する必要があります。 	<p>(意見) 景観について影響があるため、配置をできるだけ後退して欲しい。</p> <p>× (悪い例) 排水計画としては、自己敷地内での処理を検討しています。</p> <p>○ (回答例) ご指摘のとおり、西側道路からの景観への影響があるため、できるだけ西側からは後退し、植栽を行うことを検討します。【記述ミスを含めて補正】</p>
理由等の欠如	<ul style="list-style-type: none"> 特に意見に対してただ単に「できない」などと回答するのは、誠実に回答してるとは言えないため、その意見に応えられない理由等の付記の記載が必要です。 	<p>(意見) 景観について影響があるため、配置をできるだけ後退して欲しい。</p> <p>× (悪い例) それについてはできません。</p> <p>○ (回答例) 限られた事業区域の中での事業採算性を考えた時に、現在の計画での配置が必要であることからご理解の程お願いします。</p>
虚偽の内容	<ul style="list-style-type: none"> 回答内容に明らかな虚偽の内容が含まれる場合には修正する必要があります。 	-

【参考】 FIT法「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（案）」

○「誠実な対応」には、次のような要素が含まれ、これに違反した場合は、認定を行わず、又は認定を取り消すなどの厳格な対応を行う。

- ・ 事実に基づき正確に説明すること。
- ・ 客観的かつ具体的に回答すること。
- ・ 回答の理由や背景についても言及すること。
- ・ 複数の質問等にまとめて回答するなど分かりやすく工夫すること。
- ・ 回答することで、個人情報・プライバシー・権利等を侵害するおそれが認められる質問等については、可能な範囲内で回答すること。回答を控える場合は、その理由を説明すること。

④ 許可申請書又は届出書の提出 《条例第14条・第24条》

- **特定区域は災害リスクの高い区域**のため、当該区域での施設の設置は事前に**知事の許可を得る必要**があります。
【許可申請の手引き】に基づき、申請手続を行ってください。
- **特定区域外で事業を行う場合には、事前に届出をする必要**があります。
災害の発生リスクの高い区域での事業については、措置の命令（条例第25条）を出す場合があります。
- **許可後又は届出後も一定の事項に変更が生じた場合は、変更の許可申請又は変更の届出を行う必要**があります。

④ 許可申請書又は届出書の提出 《条例第14条・第24条》

許可制

特定区域^内の事業の場合

＜特定区域＞

- ・地域森林計画の対象の民有林
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・土砂災害特別警戒区域※
- ・砂防指定地



審査

基準を満たした場合のみ

許可

(着手することが出来る)

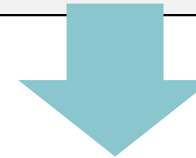
※土砂災害特別警戒区域内の事業については許可にあたり太陽光発電事業技術委員会に意見を聴く

届出制

特定区域^外の事業の場合

※以下のような場合は状況に応じて必要な対策を行う。

- ・斜度30度・高さ5 m以上
- ・土砂災害警戒区域内の事業
(特に土砂災害特別警戒区域に隣接する場合) 等



確認

届出の受理から
30日間以上経過

したのち

着手可能

必要に応じて、
太陽光発電事業
技術委員会に意見
を聴き
措置の命令

必要となる手続き

④ 許可申請書又は届出書の項目案 《条例第14条・第24条》

事業基本計画書説明会と意見書への回答が全て終了した時点で、事業内容を固め、県に提出する。

項 目	必要な添付資料
・太陽光発電施設の設置の場所	
・事業区域の位置及び面積	・位置図 ・事業区域図
・太陽光発電施設の合計出力	
・太陽光発電事業の内容及び実施予定期間 ▶ 発電電力の用途 ▶ 設置工事着手予定日 ▶ 設置工事完了予定日 ▶ 運転開始予定日 ▶ 施設撤去予定日	
・太陽光発電施設の設置に関する計画 ▶ 防災対策等施設の設置予定の有無 ▶ 特定区域及び環境配慮区域の該当の有無 ▶ 工程表	・区域確認表 ・工程表
・太陽光発電施設の構造に関する事項	
・景観の保全のための措置の検討に関する事項	・(参考様式)景観の保全のための措置の検討状況書
・環境の保全のための措置の検討に関する事項 (環境配慮区域に太陽光発電施設を設置する場合に限る。)	・(参考様式)環境の保全のための措置の検討状況書

※ 許可の申請については、上記のほか、許可基準を満たすことを確認するための、添付書類の提出を求める場合があります。添付書類については「許可の手引き（3月公表予定）」で提示します。

④ 許可申請書又は届出書の提出 《条例第14条・第24条》

許可申請案件

事前相談

… 事業区域内に「特定区域」を含む場合には、できる限り事前に相談をお願いします。

※ 届出と同様に事業基本計画の提出、説明会の実施、意見応答が必要です。

許可申請

… 必要な添付書類の提出に加えて、申請の内容が第16条第1項で示した基準を満たすことを説明する必要があります。

必要となる手続き

④ 許可申請書又は届出書の提出 《条例第14条・第24条》

許可申請案件

許可基準

■ 地域計画の対象の民有林区域の場合

- ・ 太陽光発電施設を設置することにより当該森林の周辺の地域において**土砂の流出又は崩壊その他の災害（以下「土砂災害等」という。）を発生させるおそれがないこと。**
- ・ 太陽光発電施設を設置する森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該太陽光発電施設を設置することにより当該機能に依存する地域における**水害を発生させるおそれがないこと。**
- ・ 太陽光発電施設を設置する森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該太陽光発電施設を設置することにより当該機能に依存する地域における**水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。**
- ・ 太陽光発電施設を設置する森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該太陽光発電施設を設置することにより当該森林の周辺の地域における**環境を著しく悪化させるおそれがないこと。**

■ 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の場合

- ・ 太陽光発電施設を設置することにより、当該太陽光発電施設の周辺の地域において想定される**土砂災害等の発生を助長するおそれがないこと。**

■ 土砂災害特別警戒区域※の場合

以下のいずれかに該当すること

- ・ 土砂災害等により、当該申請に係る太陽光発電施設に**損壊が生じるおそれがないこと。**
- ・ 土砂災害等により、当該申請に係る太陽光発電施設に損壊が生じた場合であっても、人の生命、身体、建物若しくは工作物に被害が生じるおそれ又は避難経路を遮断するおそれがないこと。

※ **土砂災害特別警戒区域内での事業の許可にあたっては、あらかじめ第34条に規定する学識有識者などで構成される長野県太陽光発電事業技術委員会に意見を聴取します。**

⑤ 維持管理計画の策定・公表 《条例第19条》

- 太陽光発電施設及び事業区域を適切に維持管理するため、**維持管理計画を作成し、太陽光発電施設を撤去するまで適切に維持管理する必要があります。**
- 作成した維持管理計画及び維持管理の状況については、**インターネットでの公表、標識に掲示するなど容易に確認できる方法により公表してください。**

⑤ 維持管理計画の策定・公表 《条例第19条》

- 維持管理計画は、条例第19条第2項各号に掲げる基準に適合したものでなければなりません。（維持管理計画が作成されるまでの間は、基準に従い、既存太陽光発電施設等を維持管理しなければなりません。）

【条例第19条第2項】

- (1) 太陽光発電施設等は、土砂災害等の発生の防止のため及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないようにするため、安全かつ良好な状態が維持されていること。
- (2) 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合には、太陽光発電施設の損壊の防止のため又は周辺地域の環境の保全に支障が生じないようにするために必要な措置が速やかに講じられること。
- (3) 事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合には、当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が速やかに講じられること。

- 電気事業法42条に基づく保安規程に基づき維持管理計画を作成している場合は、条例に基づく記載事項が不足している部分のみの作成で足りります。

⑤ 維持管理計画の策定・公表 《条例第19条》

【維持管理計画において記載する項目】

- ・ 維持管理の基本的事項
(事業者名、保守点検責任者、損害保険の加入状況、施設を撤去する際の対応など)
- ・ 保守点検の内容
- ・ 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容
- ・ 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容
- ・ 維持管理計画・状況の公表方法

必要となる手続き

⑤ 維持管理計画の策定・公表 《条例第19条》

維持管理計画

作成日 令和〇年 月 日

太陽光発電施設の設置場所	〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇	
事業者名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、住所及び連絡先）	（個人の場合） 長野 〇〇	
	（法人の場合） 長野市〇〇丁目〇〇（株） 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇-〇〇-〇〇	
保守点検責任者	氏名及び住所	●● 〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇
	電話番号	
発電出力	kW	
維持管理の内容	別紙のとおり	
施設撤去予定日（事業終了予定日）		
損害保険の加入状況	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (保険内容 自然災害 電氣的・機械的事故の対応)	
太陽光発電施設を撤去する際の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設の処分は廃棄物処理業者に依頼する。 ・植栽により森林に戻す予定 ・FIT法の廃棄費用積立制度に基づく廃棄費用の外部積立を実施 	
維持管理計画及び状況の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・標識に掲示 ・https://~にて公表 	

※標識に掲示することにより公表する場合には、標識の記載項目と同一のところは記載を省略することができます。

<太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容>

○強風による飛散

- ・太陽電池モジュール、課題の固定部に緩みがないこと、基礎などが強度不足になるような劣化がないことを保守点検項目に従い巡視を実施

○豪雨による水害

- ・土砂崩れ等の兆候がないか、排水機能に異常がないか、保守点検項目に従い巡視を実施

<土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容>

- ・事故・災害が発生した場合には、迅速に状況を把握し、関係機関（経済産業省、県など）に連絡をする。
- ・土砂の流出やパネルの飛散など周辺環境に影響を及ぼした場合は、速やかに撤去し、二次災害が起きないように対策を講じる。

必要となる手続き

⑤ 維持管理計画の策定・公表 《条例第19条》

<別紙>

太陽光を電気に変換する施設

対象	該当の有無	点検箇所	点検項目	点検方法	点検頻度	点検実施日
太陽電池アレイ	□	太陽電池モジュール	表面及び裏面に著しい汚れ、きず、破損がない。	目視	年 ○ 回	
			端子箱に破損、変形がないか			
			フレームに著しい汚れ、きず、腐食、破損がない。			
	□	コネクタ	破損、変形がなく確実に結合されている。			
	□	ケーブル	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない。			
			配線に過剰な張力、余分な緩みがない。			
	□	電線管	破損、変形、汚損、腐食がなく正しく固定されている。			
	□	接地線	接地線に著しい破損、断線がなく正しく接続されている。			
			接続部に緩み、破損がない。			
	□	架台	基礎に著しいひずみ、損傷、ひびなどの破損が進行していない。			
架台の変形、きず、汚損、さび、腐食、破損がない。						

			積雪による沈降、不等沈降、地際腐食などの影響がない。		
			ボルト、ナットの緩みがない。		
			固定強度に不足の懸念がない。		
接続箱	□	本体	著しい汚損、さび、腐食、破損、変形がない。		
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。		
			雨水、じんあい等の侵入がない。		
□	配線	配線に著しい汚損、破損、きず、さびがなく正しく固定されている。			
漏電遮断	□	本体	著しい汚れ、さび、腐食、破損、変形などが無い。		
	□	配線	配線に著しいきず、破損がない。		
パワーコンディショナー	□	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損、変形がない。		
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。		
			コーキングなどの防水処理に異常がなく雨水などの侵入がない。		

⑤ 維持管理計画の策定・公表 《条例第19条》

- **策定した維持管理計画（変更したときは変更後の計画）及び維持管理の状況については、インターネットでの公表、標識への掲示など、容易に確認できる方法により公表します。**

【公表方法（案）】

- ・ インターネットによる公表
- ・ 標識への提示
- ・ 閲覧希望者へ掲示

※ これ以外の公表の方法を妨げるものではありません。

⑥ 工事の届出 《条例第17条》

- 設置工事に**着手したとき**及び**工事を完了したとき**は、知事への届出を行う必要があります。

⑦ 標識の掲示 《条例第18条》

○ 特定区域内・外にかかわらず**太陽光発電事業が行われている間、標識を掲示しなければなりません。**

○ 標識に記載すべき事項については、次のとおりです。

なお、FIT法に基づく標識の項目と同じであるため、FIT法に基づく標識を設置する場合は、別途設置する必要はありません。

【記載項目】 設備ID（FIT認定を受けている場合に限る。）、設備所在地、発電出力、再生可能エネルギー発電事業者名、住所、保守点検責任者名、連絡先（再生可能エネルギー発電事業者又は保守点検者のいずれかの記載が必要）、運転開始年月日

⑧ 損壊等の報告 《条例第19条⑦》

- **事故又は土砂災害等により施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、速やかに復旧等の必要な措置を講ずるとともに知事に報告しなければなりません。**
 - ・ まずは速やかに県に状況報告（電話・メール等、任意様式）
 - ・ その後、30日以内に報告書を提出

⑨ 事業の承継の届出 《条例第22条》

- 太陽光発電事業の全部の譲渡があったときや、事業者について相続、合併・分割があったときなど、**事業を承継した場合は、知事への届出が必要**となります。

⑩ 許可事項に変更があった場合の変更許可申請書の提出《条例第21条》

- 設置許可を受けた太陽光発電施設について、**許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受ける必要があります。**

【許可を要する変更事項】

- ・ 太陽光発電施設の設置の場所
- ・ 事業区域の位置及び面積
- ・ 太陽光発電施設の合計出力
- ・ 太陽光発電施設の設置に関する計画
- ・ 太陽光発電施設の構造に関する事項

- **規則で定める軽微な変更については、変更後、遅滞なく、知事への届出が必要になります。**

【軽微な変更（案）】

事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更、事業の実施予定期間、機能を維持するための変更（部品や架台の修理）

⑩ 許可事項に変更があった場合の変更許可申請書の提出

《条例第21条第3項》

○ **変更の許可申請に当たっては、施設の新設時に準じた手続きが必要**となります。

- ・ 景観保全措置の検討（第7条）
- ・ 環境保全措置の検討（第8条）
- ・ 事業基本計画書の提出等（第9条）
- ・ 事業基本計画説明会の開催（第10条）
- ・ 事業基本計画説明会に係る書面の作成（第11条）
- ・ 事業基本計画書に対する住民等からの意見や関係市町村長からの意見への回答
(第12条・第13条)

⑪ 届出事項に変更があった場合の届出 《条例第26条》

- 届出した太陽光発電施設について、**届出した事項に変更があったときは、あらかじめ知事への届出が必要**となります。
- **規則で定める軽微な変更については、変更後、遅滞なく、知事への届出が必要**になります。

【軽微な変更（案）】

事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更、事業の実施予定期間、機能を維持するための変更（部品や架台の修理）

⑪ 届出事項に変更があった場合の届出 《条例第26条》

○ 届出をした事項について変更しようとするときは、施設の新設時に準じた手続きが必要となります。

- ・ 景観保全措置の検討（第7条）
- ・ 環境保全措置の検討（第8条）
- ・ 事業基本計画書の提出等（第9条）
- ・ 事業基本計画説明会の開催（第10条）
- ・ 事業基本計画説明会に係る書面の作成（第11条）
- ・ 事業基本計画書に対する住民等からの意見や関係市町村長からの意見への回答
（第12条・第13条）
- ・ 設置工事に着手したときの届出・当該工事を完了したときの届出（第17条）

⑫ 撤去の届出 《条例第20条》

- 太陽光発電施設撤去しようとするときは、**撤去を行う30日以上前に、知事への届出が必要**となります。
- 撤去に当たっては、維持管理計画に沿ってリサイクルや原状回復など適切な処理が必要となります。

必要となる手続き（既存事業関係）

【新規事業と既存事業】 《条例附則第1項・第2項》

【新規事業】

- この条例の施行の日（令和6年4月1日）以後に設置の工事に着手した太陽光発電施設

【既存事業】

- この条例の施行の前日（令和6年3月31日以前）に設置の工事に着手した太陽光発電施設

【工事に着手とは】

- 具体的には、次の両方を満たしているもの
 - ① 太陽光発電施設を設置するための現地における工事に着手（木竹の伐採、土地の形質変更を含む）しているもの（準備は×）
 - ② 関係法令等に基づいた手続きが完了しているもの

令和6年3月31日以前に着工の事業（主な流れ）

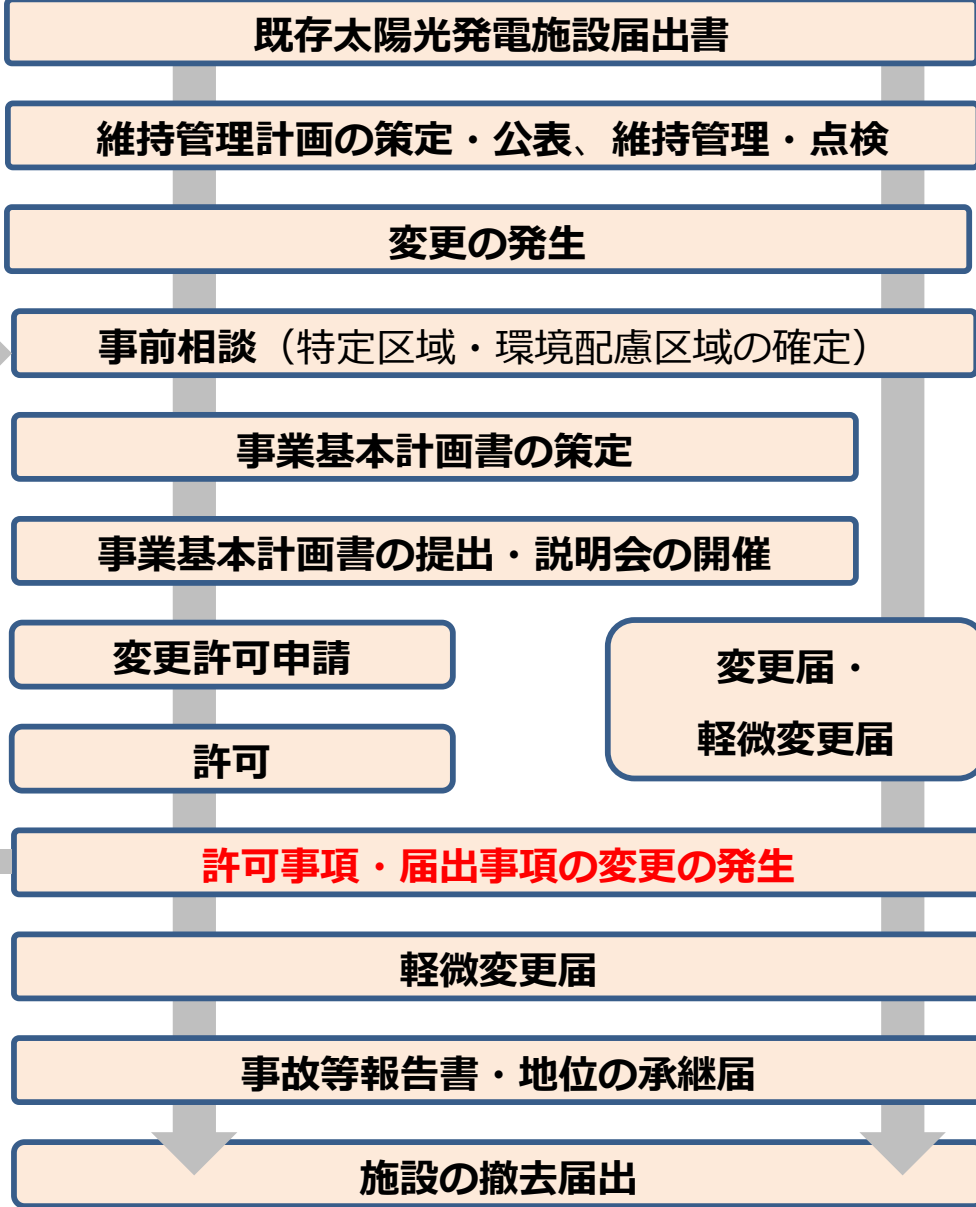
特定区域内の場合

特定区域外の場合

【特定区域内事業における次の変更】

- ・施設の設置の場所
- ・事業区域の位置及び面積
- ・施設の合計出力
- ・施設の設置に関する計画
- ・施設の構造に関する事項

- ・事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
- ・事業の実施予定期間
- ・機能の維持



★ 特定区域外事業における変更については事業基本計画書の策定・説明会は不要

① 既存太陽光発電施設届出書の提出 《条例附則第3項》

- **令和6年3月31日現在、県内に太陽光発電施設（※1）を設置している場合（※2）は、令和6年9月30日までに知事への届出が必要**になります。
(一部の市町村の区域を除く。)

※1 出力10kW以上の太陽光発電施設（建築物の屋根、屋上等に設置されるものを除く。）

※2 令和6年3月31日までに工事に着手している場合を含みます

【届出内容（案）】

事業者名・連絡先、設置場所（座標又はこれに代わる書類）、出力、
運転開始（予定）年月日、事業の終了（施設の撤去）予定日、
維持管理計画・状況の公表方法 など

※ 届出内容については公表します。（個人事業者の連絡先については公表しません。）

② 維持管理計画の策定・公表 《条例附則第12項～第16項》

- 太陽光発電施設及び事業区域を適切に維持管理するため、**維持管理計画を作成し、太陽光発電施設を撤去するまで適切に維持管理する必要があります。**
- 作成した維持管理計画及び維持管理の状況については、**インターネットでの公表、標識に掲示するなど容易に確認できる方法により公表してください。**

② 維持管理計画の策定・公表 《条例附則第12項～第16項》

- 維持管理計画は、条例第19条第2項各号に掲げる基準に適合したものでなければなりません。（維持管理計画が作成されるまでの間は、基準に従い、既存太陽光発電施設等を維持管理しなければなりません。）

【条例第19条第2項】

- (1) 太陽光発電施設等は、土砂災害等の発生の防止のため及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないようにするため、安全かつ良好な状態が維持されていること。
- (2) 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合には、太陽光発電施設の損壊の防止のため又は周辺地域の環境の保全に支障が生じないようにするために必要な措置が速やかに講じられること。
- (3) 事故又は土砂災害等により、太陽光発電施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合には、当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が速やかに講じられること。

- 電気事業法42条に基づく保安規程に基づき維持管理計画を作成している場合は、条例に基づく記載事項が不足している部分のみの作成で足りります。

② 維持管理計画の策定・公表 《条例附則第12項～第16項》

【維持管理計画において記載する項目】

- ・ 維持管理の基本的事項
(事業者名、保守点検責任者、損害保険の加入状況、施設を撤去する際の対応など)
- ・ 保守点検の内容
- ・ 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容
- ・ 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容
- ・ 維持管理計画・状況の公表方法

② 維持管理計画の策定・公表 《条例附則第12項～第16項》

- **策定した維持管理計画（変更したときは変更後の計画）及び維持管理の状況については、インターネットでの公表、標識への掲示など、容易に確認できる方法により公表しなければなりません。**

＜想定される公表方法＞

- ・ インターネットによる公表
- ・ 標識への提示
- ・ 閲覧希望者へ掲示

※ これ以外の公表の方法を妨げるものではありません。

※ 既存太陽光発電施設設置届に記入いただいた維持管理計画の公表方法については、県のホームページで公表します。

③ 標識の掲示 《条例附則第11項》

- 特定区域内・外にかかわらず既存太陽光発電施設を設置している場合は、令和6年9月30日までに標識を掲示しなければなりません。
- 標識に記載すべき事項については、次のとおりです。
なお、**FIT法に基づく標識の項目と同じであるため、FIT法に基づく標識を設置している場合は、別途設置する必要はありません。**

【記載項目】 設備ID（FIT認定を受けている場合に限る。）、設備所在地、発電出力、再生可能エネルギー発電事業者名、住所、保守点検責任者名、連絡先（再生可能エネルギー発電事業者又は保守点検者のいずれかの記載が必要）、運転開始年月日

④ 届出事項に変更があった場合の届出 《条例附則第7項》

- 既存太陽光発電施設について変更があった場合、**特定区域とそれ以外の区域とで手続きが大きく変わるため、事前に区域該当について確認することが必要**です。(22ページ)
- 既存太陽光発電施設について、変更許可が必要な場合（⑤参照）を除き**届出した事項に変更があったときは、あらかじめ知事への届出が必要**となります。

④ 届出事項に変更があった場合の届出 《条例附則第7項》

- 規則で定める軽微な変更については、変更後、遅滞なく、知事への届出が必要になります。

【軽微な変更（案）】

事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更、事業の実施予定期間、機能を維持するための変更（部品や架台の修理）

- なお、特定区域外に設置されている既存太陽光発電施設について、届出の内容を変更しようとする場合、近隣住民の安全を確保するため、**知事は土砂災害等の発生の防止のために必要な措置を命じる場合があります。**（44ページ参照）（附則第8項において第25条を準用）

⑤ 特定区域内での事業で一定の事項に変更があった場合の変更許可申請書の提出 《条例附則第5項》

- 特定区域に設置されている既存太陽光発電施設について、**発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受ける必要があります。**

【許可を要する変更事項（案）】

発電出力、施設の設置の場所、事業区域の位置及び面積、施設の設置に関する計画、施設の構造に関する事項

- ただし、条例の施行日（令和6年4月1日）前に変更に係る工事に着手した場合には、知事の許可を受ける必要はありません。

⑥ 変更許可申請に当たり必要となる手続（特定区域内事業）

《条例附則第6項》

○ 特定区域に設置されている既存太陽光発電施設の**変更の許可申請に当たっては、施設の新設時に準じた手続が必要**となります。

- ・ 景観保全措置の検討（第7条）
- ・ 環境保全措置の検討（第8条）
- ・ 事業基本計画書の提出等（第9条）
- ・ 事業基本計画説明会の開催（第10条）
- ・ 事業基本計画説明会に係る書面の作成（第11条）
- ・ 事業基本計画書に対する住民等からの意見や関係市町村長からの意見への回答
(第12条・第13条)

⑦ 損壊等の報告 《条例附則第16項（第19条準用）》

- **事故又は土砂災害等により施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、速やかに復旧等の必要な措置を講ずるとともに知事に報告しなければなりません。**
 - ・ まずは速やかに県に状況報告（電話・メール等、任意様式）
 - ・ その後、30日以内に報告書を提出

⑧ 事業の承継の届出 《条例附則第6項（第22条準用）》

- 太陽光発電事業の全部の譲渡があったときや、事業者について相続、合併・分割があったときなど、**事業を承継した場合は、知事への届出が必要**となります。

⑨ 撤去の届出 《条例第20条》

- 太陽光発電施設撤去しようとするときは、**撤去を行う30日以上前に、知事への届出が必要**となります。
- 撤去に当たっては、維持管理計画に沿ってリサイクルや原状回復など適切な処理が必要となります。

ご留意いただきたいこと

【罰則等について】

- **条例が遵守されない場合は、指導・助言等の手続きを経て許可の取消し、事業者名等の公表及び過料の徴収等の罰則が適用**されます。
- この場合、経済産業大臣への報告により、**再エネ特措法（FIT法）による事業計画認定が取消しになる可能性**があります。
- また、県内において太陽光発電事業に関する法律・条例等に違反又は処分を受けた者など、**不正な行為をするおそれがある事業者の許可申請について欠格期間が設定**されます。

【事業情報の公表】

- 各種手続に伴い提出のあった**届出等の内容は長野県公式ホームページで公表**します。
 - ① 事業基本計画
 - ② 説明会の開催記録の提出
 - ③ 許可の申請・届出
 - ④ 工事（着手・完了）の届出
 - ⑤ 維持管理計画
 - ⑥ 撤去の届出

お問合せ先など

【情報掲載ホームページ】

- 次の長野県公式ホームページに関連情報を掲載しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/20231016jyoureipe-ji.html>

(次のQRコードからもご覧いただけます。)



【申請・届出方法】

- 電子申請サービスから手続を行うことができます。次のページから手続を進めてください。（令和6年4月1日から手続き開始となります。）
<https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/20231016jyoureipe-ji.html>
- 地域振興局環境担当課への持参・郵送によることも予定してします。
- 手続に当たっては、必ずホームページに掲載する「条例の手引き」「許可申請の手引き」をご確認いただくようお願いします。【3月掲載予定】

【お問合せ先】

- ご質問・ご意見は、お問合せフォーム（右のQRコードから）
又は次の電子メールアドレスからお願いします。

（電子メールアドレス） taiyoko-jorei@pref.nagano.lg.jp



- お電話でのお問合せも可能ですが、**2月13日（火）から16日（金）は
現地説明会のため担当者が不在にしております。**

**申し訳ございませんが、お問合せフォーム、電子メール又はFAXで、若しくは
2月19日（月）以降電話にてお願いします。**

長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室再生可能エネルギー係

〒380-8570長野県長野市南長野幅下692-2

電話 026-235-7179 FAX **026-235-7491**

電子メール taiyoko-jorei@pref.nagano.lg.jp

今後のスケジュール

条例関係規程の公表予定について

① 条例

令和5年10月16日公布

② 条例施行規則

3月中旬に公布・4月1日施行

③ 条例の手引書《逐条解説》（県民・事業者向け）

3月中旬に公表

④ 許可申請の手引書（事業者向け）

3月中旬に公表

⑤ 県条例の適用を除外する市町村の告示

3月中旬に告示

掲載先HP



<https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/20231016jyoureipe-ji.html>



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

ご清聴ありがとうございました。

